



工事だより

3月度



安全+第一

ABC運動実施中

A・あたりまえのこと B・をばかにしないで C・ちゃんとやる

雄物川下流新波地区河川工事安全協議会

お問い合わせ、ご意見・ご要望は
下記までご連絡お願いします。

発注者： 国土交通省 東北地方整備局
秋田河川国道事務所 茨島出張所
TEL：018-862-4362

地域の皆様方には、日頃より私どもの工事に対しましてご理解とご協力を頂き誠に感謝申し上げます。
現在、昨年から工事を行っております5社ともに、年度末の工事の完成を目指して最後の追い込みに入っている状況ではありますが、工期の変更になった現場や今年新たに加わった2社もありますので、現在の工事の状況等を含めお知らせ致します。

尚、土砂等の運搬に伴い沿線住民の方々には多大なご迷惑をお掛けしたことをお詫び申し上げますとともにご協力頂きましたことに重ねて協議会一同感謝申し上げます。 今後ともよろしくお願い致します。

協議会会員名簿（上流より）

- | | | | | |
|---|--|---|--|---|
| ◎雄物川下流清水木樋管工事
請負者：株式会社 三浦組
工期：H28.8.27~ H29.3.24
現場代理人：鈴木 芳信
連絡先：090-2602-1383 | ◎雄物川下流清水木地区築堤・掘削工事
請負者：菊池建設株式会社
工期：H28.3.15~ H29.3.10
現場代理人：小松 弘樹
連絡先：090-8928-0202 | ◎雄物川下流新波上流地区築堤・掘削工事
請負者：三共株式会社
工期：H28.3.25~ H29.3.15
現場代理人：今野 伸哉
連絡先：080-2805-7294 | ◎雄物川下流新波下流地区築堤・掘削工事
請負者：高吉建設株式会社
工期：H28.8.3~ H29.3.24
現場代理人：小松 正樹
連絡先：090-2027-0585 | ◎雄物川下流繫地区築堤工事
請負者：秋田振興建設株式会社
工期：H28.8.26~ H29.3.24（予定）
現場代理人：町田 和紀
連絡先：090-2362-2271 |
|---|--|---|--|---|

新規業者（4月以降から着手予定）

- | | |
|---|--|
| ◎雄物川下流女米木地区築堤・掘削工事
請負者：株式会社 管与組
工期：H29.1.6~H29.10.10
現場代理人：松田 猛
連絡先：090-1490-1729 | ◎雄物川下流女米木地区外築堤・掘削・堤防強化工事
請負者：秋田振興建設株式会社
工期：H29.1.7~H29.10.10
現場代理人：進藤 敏文
連絡先：080-1845-3359 |
|---|--|

新規工事の2工区に尽きまして具体的な土砂等の運搬日程・ダン
プトラック台数運搬経路等が決定致しましたら、あらためて「工
事のお知らせ」にて、ご連絡致しますのでご理解・ご協力のほど
よろしくお願い致します。

各工区の現在の状況

【雄物川下流清水木樋管工事】



【雄物川下流清水木地区築堤・掘削工事】



【雄物川下流繫地区築堤工事】



【雄物川下流新波下流地区築堤・掘削工事】



【雄物川下流新波上流地区築堤・掘削工事】



お陰さまをもちまして、
清水木地区築堤・掘削
工事（菊池建設）は、
3月10日で工事を完
了する事が出来ました。

お知らせ



左手子地区において工事に伴い下の写真のように伐木材(主にアカシヤ)が発生しております。皆様方やお知り合いの方で欲しい方がおられましたら下記の「同意書」に記入して頂いただけで無償でお譲りいたします。(業者の方はご遠慮願います) 尚、トラック等への積込みは、ご自分で行うこととなりますのでよろしくお願いします。

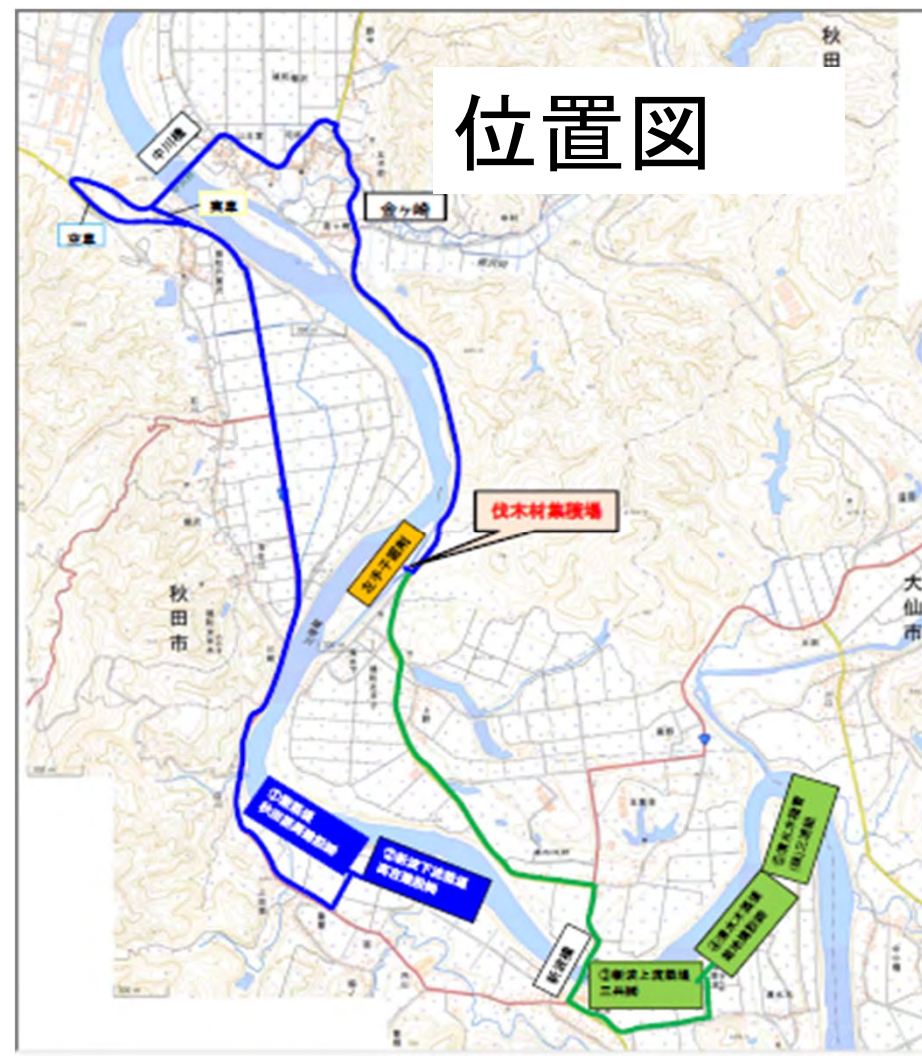


※積込み作業の際は、事故の無いように気を付けて行って下さい。

お問い合わせは、下記までご連絡をお願いします。

秋田河川国道事務所 茨島出張所
TEL：018-862-4362
又は
秋田振興建設(株) 女米木作業所
TEL：018-887-2477
携帯：080-1845-3359 (進藤まで)

「同意書」



「同意書」及び「同意書の注意事項」を記載及び留意事項を記載していただき、伐採木の提供となります。

同意書

伐採木の無償提供を受けるにあたり、「下記事項」及び「裏面に記載された注意点」に留意し、同意します。

1. 個人で取得することを目的とし、第三者への販売、譲渡は行いません。
2. 無償提供された伐採木の積込み及び運搬については、自己の責任において行います。
3. 無償提供された伐採木について、不慮の事故は適切に防ぎ、不法投棄は行いません。
4. 無償提供を希望する伐採木の数量は、____本、トラック____台分程度です。
5. 無償提供された伐採木は、____に使用します。
6. 伐採木に係るクレームや引き取り後の運搬は行わず、積込み運搬時の事故については全て自己責任とします。

国土交通省 東北地方整備局
秋田河川国道事務所 茨島出張所長 殿

平成 年 月 日

申請者 住所 _____
氏名 _____
電話 _____

※申請者の住所、所在地

～個人利用の保証～

上記同意書で個人利用の保証は伐採木の用途が管理目的にのみ限るとするものであり、それ以外の用途には適用しません。

【業者記載欄】

提供日時：平成 年 月 日 () 時 分 ころ
提供本数： _____ 本
伐採木：スギ・アカシヤ・イチョウ・クルミ・シラカバ ()
加工工事： _____
加工者： _____
発見場所： _____

(裏面)

《伐採木の無償提供にあたっての注意点》

※注意点をよくお読みいただいた上で、口頭にてチェックをしてください。

- 伐採木は、薪やキノコの採り木等への自家消費に利用する方のみ無償提供しており、販売や密売を目的とする方や第三者へ再配布する方へは提供いたしません。
- 伐採木の、積込、運搬及び搬出に要する費用、労力等は全て申請者の負担となります。
- 伐採木の積込、運搬及び搬出の際に、怪我や事故を起こさないよう十分注意して作業してください。上記作業にかかわる一切の行為は自己責任(申請者の責任)となります。
- 伐採木の積込、運搬及び搬出の際に、消防やその他種動物を保護しないよう十分注意して作業してください。
- 伐採木の積込作業の際は、通行人や一般車両の通行の妨げにならないよう作業してください(駐車方法等)。
- 万が一、消防やその他種動物及び第三者への被害が発生したときは申請者が賠償責任を負うものとします。また、第三者に被害を及ぼした場合は、苦情等を受けた場合は速やかに、茨島出張所(018-862-4362)へ報告して下さい。
- 提供を受けた伐採木は、責任をもって管理し、秋葉も燃やした場合でも不法投棄は絶対に行わないでください。
- 引き取り後のクレーム、運搬は対応しかねます。引き取り時によくご確認ください。
- 万が一、違反行為や不法行為が認められた場合は、ただちに無償提供を取り消し、内容に応じて法的措置を講じるとともに、次回以降の提供はいたしません。